

第1回 山口県労働セミナー



就業規則

ってなんだ!?

職場には、色々な人が集います。物事の考え方も、感じ方も人それぞれ！
色々な人が集まるからこそ、皆が心地よく仕事をするために、秩序が必要となります。
その秩序を形成し、守るために、皆が尊重すべきルールを明文化したものが就業規則です！

また就業規則は、不幸にも労使紛争が発生した場合の判断の根拠ともなります。万が一の場合に備えて、就業規則は、事業主の意図した内容になっていないといけません！

本セミナーでは、就業規則の法的性格、就業規則を作成する際に最低限抑えておくべきポイント、就業規則の潜在的なリスク等を解説し、就業規則を整備する重要性をご理解いただければ、と考えています。



講師：飯田労務管理事務所

代表 飯田 晃啓 氏

(特定社会保険労務士)

平成16年社会保険労務士事務所に入所。

平成19年、社会保険労務士登録。

入所後は、顧問先の労働保険・社会保険手続きや就業規則作成、各種労働問題の、経営者への助言・提言、人事評価制度設計等を行う。その後、のれん分けを頂いて、平成29年4月 飯田労務管理事務所 開業。

平成21年4月 (～平成25年3月)

厚生労働省山口労働局賃金相談員

平成21年4月 (～平成28年3月)

山口県一般事業主行動計画策定支援アドバイザー

平成29年4月 (～令和6年3月)

山口県労働ほっとライン電話相談員

平成29年5月 (～令和2年3月)

厚生労働省山口労働局雇用保険電子申請アドバイザー

7月 21日 火

山口会場：YMfg維新セミナーパーク
(山口市秋穂二島1062) 大研修室

7月 28日 火

下松会場：スターピアくだまつ
(下松市中央町21-1) 会議室 1・2

受付 13:00 ～

講演 13:30 ～ 16:00

非会員の方

今回セミナー
無料

※ 1団体につき
1名様まで

協会会員の方

次回使える
無料チケット
配布

※ 1団体につき
1名様まで

プログラム

- ①就業規則とは？
～就業規則の法的意味
- ②就業規則の作成義務
- ③就業規則のポイント
- ④規定のポイント

主催：山口県・山口県労働協会

就業規則は、職場における、すべての物事の判断基準となります。
このセミナーでは、概論的に『就業規則の法的性格』についてご理解をいただくとともに、・始業&終業時刻・法定休日・休業・懲戒のテーマごとにポイントを解説することで、労働基準法の解釈や就業規則の運用方法についても理解を深めて頂きます。

ポイント

なお、セミナーでは、(可能な場合)参加者に、「自社の就業規則」を持参いただき、自社の就業規則の記載内容を、セミナーの中で自らご確認頂くことで、条文の書き方にリスクを内包していないか、ご確認いただくワークショップ型のセミナーを考えています。

※可能な方は
ご持参ください！



受講料

労働協会会員 1,500円
上記会員以外 3,000円 ※当日受付にてお支払ください

特典

労働協会会員 次回以降の無料クーポンプレゼント
上記会員以外 1名様無料
(それぞれ、1団体につき1名様までの特典となります。)

申込方法

下記FAX申込書により、7月7日(火)までにお申し込みください。

令和8年度山口県労働セミナー(第1回)受講申込書(FAX送信用)

社名 又は 組合名		所在地	TEL () FAX ()
ふりがな 氏名	役職名	受講会場(いずれかに○)	
		山口会場(7/21(火))	
		下松会場(7/28(火))	
		山口会場(7/21(火))	
		下松会場(7/28(火))	

申込・問合せ先

山口県労働協会

〒753-8501 山口県滝町1-1

山口県産業労働部労働政策課内

TEL 083-933-3220 FAX 083-933-3229

新規入会
随時受付中



主催：山口県・山口県労働協会